

施策評価調書(元年度実績)

| | | | | | | | | |
|------|-----|------------------------------|-------|-------------|---------|--|---------|----|
| | | | | 施策コード | I-4-(2) | | | |
| 政策体系 | 施策名 | 循環を基調とする地域社会の構築 | 所管部局名 | 生活環境部 | | | 長期総合計画頁 | 41 |
| | 政策名 | 恵まれた環境の未来への継承～おおいとうつくし作戦の推進～ | 関係部局名 | 生活環境部、土木建築部 | | | | |

【Ⅰ. 主な取り組み】

| | | |
|-------|---------------------|-------------|
| 取組No. | ① | ② |
| 取組項目 | 循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進 | 大気・水環境対策の推進 |

【Ⅱ. 目標指標】

| 指 標 | 関連する 取組No. | 基準値 | | 元年度 | | | 6年度 | 目標達成度(%) | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------|-----|---------|------------------|------------------|-------|-----------------|----------|----|----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 年度 | 基準値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 目標値 | 25 | 50 | 75 | 100 | 125 | | | | | | | | |
| i | ① | H25 | 415,962 | 390,628 (H30) | 401,250 (H30) | 97.3% | 372,813 (R5) | | | | | | | | | | | | | |
| ii | ② | H25 | 78.8 | 93.8 (H30) | 90.5 (H30) | 96.5% | 96.9 (R5) | | | | | | | | | | | | | |

【Ⅲ. 指標による評価】

| 評価 | 理 由 等 | | 平均評価 |
|----|----------|---|----------|
| i | 概ね 達成 | 廃棄物の発生・排出抑制や再資源化につながる先進的な取り組みをモデル事業として実施するなどし、目標値を概ね達成した。なお、R1年度実績が未確定のため、R1年度の目標値及び実績値はH30年度の数値を記載している。 | 概ね 達成 |
| ii | 概ね 達成 | 特に注意を要する工場や事業場について、排水検査を複数回実施することにより排水の監視・指導を強化するとともに、生活排水処理率等の向上により汚濁負荷は改善されてきており、目標値を概ね達成した。なお、R1年度実績が未確定のため、R1年度の目標値及び実績値はH30年度の数値を記載している。 | |

【IV. 指標以外の観点からの評価】

| 取組 No. | 指標以外の観点からの評価 |
|--------|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等のごみ処理施設から発生する焼却残渣の全量セメント資源化をはじめとする資源循環の仕組みづくりを目的に設置した「おおいた資源循環推進協議会」で、構成員に対する研修会等を開催した。 ・新たに佐伯市、臼杵市、日出町、杵築市、国東市、九重町の6市町7か所に不法投棄防止フェンスを設置した。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に係る特定施設の監視や水質事故対応に関して、関係部局が連携を図りながら水質の保全に努めた。 ・水生生物調査において、水質階級Ⅱ（比較的きれいな水）以上の地点の割合は100%であった。（H30:94.1%） ・大分県内の生活排水処理率はH30年度末76.9%で、H29年度末と比較し1.1%向上した。 ・4つのモデル河川において、各流域会議が主体となって河川清掃や水草除去、啓発活動などの河川環境保全活動を行うことにより、水質の改善、生態系の回復、流域住民の河川愛護意識の向上、人材育成など、水環境の維持・保全を推進することができた。 |

【V. 施策を構成する主要事業】

| 取組 No. | 事業名（元年度事業） | 事務事業評価 | |
|--------|----------------|-------------|-----|
| | | 成果指標の達成率（%） | 掲載頁 |
| ① | 循環社会構築加速化事業 | 96.6 | 63 |
| ② | 豊かな水環境保全推進事業 | 97.0 | 64 |
| | 生活排水処理施設整備推進事業 | 98.5(H30) | 65 |

【VI. 施策に対する意見・提言】

○災害廃棄物処理広域連携マニュアル策定会議(H31.2)
 ・災害に対応できる人材育成も重要で、関係団体とも連携して、災害廃棄物全般に対応が可能な人材を育てていく必要がある。

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

| 総合評価 | 施策展開の具体的内容 |
|------|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理マニュアルの策定及び災害廃棄物処理計画の改定支援や関係団体・市町村職員の人材育成の支援などを通じて、大規模災害時の災害廃棄物適正処理体制の整備を行う。 ・資源化推進モデル事業を活用して廃棄物の再資源化や再生利用を促進する。 ・産業廃棄物の不法投棄防止、再資源化・再生利用などについて、新たにテレビCMを制作し、広報を強化する。 ・今後増加すると見込まれるアスベストを使用した建築物又は工作物の解体工事等に対し、立入調査を実施し作業基準が遵守されているかの確認・指導を行う。 ・大気汚染物質の主要な発生源である「多量ばい煙排出事業所」に対する監視、指導を行い、良好な大気環境を確保する。 ・耕作放棄地や管理放棄林が増加し、上・中流の支川では土砂堆積や支障木等による流下阻害など問題が生じており、こうした河川環境の変化に対応するため、里川づくり活動や上下流の交流機会の創出など、引き続き各流域会議の活動を支援するとともに、新たな川づくりリーダーの発掘と育成を行う。 |